



記者発表資料



令和2年4月28日
保健福祉局保護課
電話 245-5108
内線 2686

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活困窮者等へ一時的な居所を提供します

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う離職者や休業要請により行き場を失ったネットカフェの長期滞在者など、一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、新たにビジネスホテルを活用して一時的な居所を提供しますので、お知らせします。

1 支援内容

千葉市では、生活に困りごとを抱えた方に対する相談窓口として市内3か所に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活の立て直しに向けた支援を行っており、相談者のうち一定の住居を持たない方に対して、借り上げた市内の民間賃貸住宅を一時的な居所として提供しています。

このたび、一時的な居所として新たにビジネスホテルを確保し、さらに充実した支援を行っていくこととしました。

2 新たに確保する宿泊施設

ベッセルイン千葉駅前（中央区富士見1丁目12-3）

※宿泊利用料は無料。

3 利用開始日

令和2年5月1日（金）

4 対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う離職者や休業要請により行き場を失ったネットカフェ等の長期滞在者等で、一定の住居を持たない方

※千葉市内に生活の拠点があつた方に限るほか、所得制限や資産制限等の要件があります。

5 宿泊施設の利用方法等

(1) 利用相談先

宿泊施設の利用を希望する方は、以下の窓口にご相談ください。

ア 生活自立・仕事相談センター中央（電話043-202-5563）

イ 生活自立・仕事相談センター稲毛（電話043-207-7070）

ウ 生活自立・仕事相談センター若葉（電話043-312-1723）

※受付時間は、平日（祝日等を除く。）の8:30～17:30です。

ただし、5月4日（月）から6日（水）までの3日間は、「生活困窮者向け臨時電話相談」（電話043-245-5720）で相談を受け付けます。（宿泊施設での直接の受付はしていません。）

(2) 利用可能期間

原則1週間

※宿泊施設利用中に、生活自立・仕事相談センターと連携し、民間賃貸住宅、市営住宅等への入居やその後の支援を行います。

(3) 利用にあたっての留意事項

ア 相談者の意向や状況等を踏まえて民間賃貸住宅又はビジネスホテルをご案内します。

イ 発熱等の症状がある方は利用をお断りする場合があります。